

高知県地域活性化支援事業実施要領

第1 目的

この要領は、高知県地域活性化支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、高知県地域活性化支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

要綱第2条第1号の「クラウドファンディング」は、次の方式によるものをいう。

達成時実行型（All or Nothing 型）

クラウドファンディングにより調達した資金の取扱いにおいて、寄附募集時に設定した目標金額を達成した場合のみ調達した資金を受け取る手法をいう。

第3 事業実施計画の認定

要綱第6条第1項に定める「知事が別に定める手続」は、次のとおりとする。

- 1 補助金の交付の対象となる事業を実施しようとする者は、別記第1号様式による事業実施計画認定申請書及び事業実施計画書に添付書類を添えて知事に提出するものとする。
- 2 知事は、高知県地域活性化支援事業費補助金審査会の意見を踏まえ、事業実施計画の認定の決定を行った場合は、別記第2号様式による事業実施計画認定通知書により当該申請者に通知するものとする。また、不認定の決定を行った場合は、その理由を付して別記第3号様式による事業実施計画不認定通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 3 事業が不認定となった申請者は、不認定となった理由を踏まえ、事業実施計画認定申請書及び事業実施計画書を修正し、知事に提出することができるものとする。

第4 クラウドファンディング型ふるさと納税の実施

要綱第7条第1項に定める「知事が別に定める手続」は、次のとおりとする。

- 1 県は、前項第2号の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）と、申請の際に申請書に記載した、クラウドファンディング型ふるさと納税による資金調達に係る次の各号に掲げる内容について協議を行い、その内容を確定するものとする。
 - (1) 寄附募集期間
 - (2) 寄附目標金額
 - (3) 返礼品の有無（有の場合は、その内容）
- 2 知事は、前項の内容に基づき、認定事業者と県が指定するクラウドファンディングサイト運営事業者との協議及び必要な手続を経た後、クラウドファンディング型ふるさと納税として寄附を募集する。
- 3 知事は、寄附募集期間満了までに寄附目標金額を達成する見込みの場合、認定事業者と協議を行い、新たな目標金額を設定するかどうかについて決定する。新たな目標金額を設定する場合、その目標金額を踏まえた内容へ第3の2で認定を受けた事業実施計画を変

更するものとする。

- 4 知事は、当該クラウドファンディング型ふるさと納税の当初の目標額を達成した場合、寄附募集期間内に集まった寄附金の合計金額から、運営事業者に支払う手数料等を差し引いた金額を確定し、別記第4号様式による寄附額確定通知書により認定事業者に通知するものとする。また、寄附募集期間末日までに目標額を達成できなかった場合、別記第5号様式による目標額未達成通知書により認定事業者に通知するものとする。

第5 補助金の交付の申請

要綱第8条第1項に定める「知事が別に定める書類」は、次のとおりとする。

- 1 第3の1に掲げる事業実施計画書及び第3の2に掲げる事業実施計画認定通知書の写し
- 2 第4の4に掲げる寄附額確定通知書の写し

第6 補助事業の軽微な変更

要綱第11条第1項の「補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更」は、次のとおりとする。

- 1 より効率的な事業執行に資するものと認められる場合
- 2 事業計画の内容を損なわない細部の変更の場合

7 実績報告

要綱第13条第1項の「知事が別に定める書類」は次のとおりとする。

- 1 施設、設備、備品の写真、配置図
- 2 領収書の写し、会計伝票の写し又はこれに類する書類（支払が完了していない場合にあつては、請求書の写し）
- 3 その他実施した事業の内容が分かる書類（必要なときのみ）

第7 委任

この要領に定めるもののほか、高知県地域活性化支援事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月28日から施行する。